

第2回 大阪市同和問題に関する有識者会議について

1 開催日：平成25年8月21日（水） 午前10時～12時

2 開催場所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

3 出席者：(委員)

平沢 安政 委員 (座長)	中尾 由喜雄 委員 (座長代理)
赤井 隆史 委員	神原 文子 委員
坂元 茂樹 委員	阪本 孝義 委員
谷口 正暁 委員	西田 芳正 委員
牧里 每治 委員	松浦 弘志 委員

(大阪市)

梶本市民局理事	飯田市民局人権室長
田井中市民局企画調整課長	世古市民局管理担当課長
中川市民局相談担当課長	
岩崎市民局住民情報担当課長	ほか

4 議題：(1) 人権相談の取り組みについて
(2) インターネット上の人権侵害事象について
(3) 戸籍謄本等の不正入手事件について
(4) 「行政データを活用した実態把握」について

5 議事要旨

(1) 人権相談の取り組みについて

「人権相談の取り組みについて」に基づき、人権啓発・相談センターの開設時間、事業内容、相談体制の特色、相談実績等事例も含め説明を行った。

【委員からのご意見】

- ・ 結婚にあたってはさまざまな困難があり、同和問題だけが最重要な困難ではないと思う。さまざまな困難を克服していく2人の意思がしっかりしたものが大事であるので、相談に対する市の対応は、基本的にはいいと思う。また、高齢者で古い忌避意識をお持ちの方の心を解きほぐしていくことが非常に大事ではないか。
- ・ 人権相談の平成24年度の件数をみると、同和問題に関わる課題についての相談は、全体の1.7%であり、その数字が時代の流れを表しているように思う。
- ・ 結婚差別についての現状は掴みづらく、潜在化している実態がある。人権相談の取り組みがなされていることについてもっと周知されても良いのではないか。
- ・ 被差別部落のシングルマザーの調査をしている。その中で結婚差別については、結婚したので結婚差別はなかったのではなく、反対を押し切って結婚する場合もある。また、

相手方の親族が一切関わりを持たないなど、結婚する時だけでなく、結婚後も続いたり、結婚相手から差別的発言や差別的待遇があり、離婚に至るといったケースが少なくない。また、なかなか相談できない方も多く、相談件数が少ないことでもって、問題は解決したとは言えないことをおさえておく必要がある。

- ・ こども自身が相談してくることはあるのか。
- ・ 大阪市内のこども達に、人権啓発・相談センターの所在について周知されているのか。
- ・ こどもが虐待やいじめの被害を受けている場合どこに相談するのが一番良いか。
- ・ 同和問題の相談件数が平成 23 年度と 24 年度を比べると増加しているが、どういった相談内容が増えているのか。
- ・ 団体で受けている相談でも、結婚差別の相談が増えている。その原因としては、同和対策に関する法律が失効し、どこがいわゆる同和地区かがあいまいになっていることと、転入転出により人の入れ替わりが激しくなっており、誰が同和地区の出身者かということが分かりにくくなったため、結婚する際に身元調査が蔓延してくると考える。受けている相談でも、身元調査のほとんどに調査会社が関与している。法的な問題も含め、もう一步突っ込んだ取り組みを頑張っていたいただきたい。

【大阪市説明】

- ・ 虐待を受けているこども自身が相談してくることはごく稀なケースである。
- ・ 結果として保護者等が対象となっている。相談については、いくつかの相談機関とネットワークを組んでおり、案件によって専門的な相談機関につないでいる。
- ・ こどもの虐待に関して相談を受け付けている機関には、子育ていろいろ相談センターや、こども相談センターなどがあり、人権啓発・相談センターともネットワークを組んでいる。また、区役所もネットワークに入っているため、区役所から専門機関につながることもできる。
- ・ 同和問題に関する相談で増加しているのは、ほとんどが結婚問題である。

(2) インターネット上の人権侵害事象について

他人を誹謗中傷したり差別を助長したりする個人や集団にとって有害な情報がインターネット上に掲載されるといった、人権にかかわる問題が多数発生している。

大阪市としては、これまでに次の取り組みを行ってきた。

- 大阪府、大阪市、大阪府市長会等で構成する「インターネット差別事象対策推進会議」において、インターネット上における差別事象の適切・有効な対応策について検討し、国への三者要望に際しての考え方の整理を行った。
- 大阪府、大阪府市長会、大阪府町村長会の三者により平成 25 年 8 月に「インターネット等を利用した差別行為の防止対策について」の要望を総務省等国の機関に提出した。
- インターネット上の人権侵害事象に対して市民からの相談、申出等があった場合は、プロバイダ責任制限法に基づく削除申請を行うよう助言するほか、場合により大阪市より法務局やプロバイダへ削除の要請などを行っている。
- 啓発冊子などにより市民に対して啓発を行っている。

【委員からのご意見】

- ・ マスメディア関係者は法律上、言論、表現の自由等の手厚い保障を受けており、それにより、基本的な人権が侵害されているのではないかと感じている。マスメディア関係者による人権侵害への取り組みについては、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画において、マスメディア関係者への人権教育は、自主的取り組みが行われることを促すとされており、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画の一部の改定が必要不可欠である。インターネット上の人権侵害とともにマスメディア関係における人権侵害の防止対策についても国に対して申し入れを行なってほしい。
- ・ 同和地区の名称や所在地がインターネット上に流布している問題について、どのようなものを材料にしてそのような情報を流しているのか、どういう形で入手したのかということが大事である。グーグルに掲載されている情報はどのような形で入手したのか教えてほしい。

【大阪市説明】

- ・ インターネット上の人権侵害事象に関わる取り組みについては、表現の自由という部分がなかなかクリアできず、今の法律では、プロバイダ事業者が勝手に削除すると、先方から賠償を求められるという状況にある。大阪府等と検討を行い、具体的な事例を出して国に要望を行っており、今後も粘り強く要望をしていく。マスメディアについては、インターネット以上に表現の自由というものがあり、現状では厳しいと思われる。
- ・ 情報の入手経路等については、調査権限もなく実態が分からないが、そういった差別を助長するような書き込みが行われているので、削除する方法はないのかをこの間議論しつつ、国への要望を行ってきている。

(3) 戸籍謄本等不正入手事件について

探偵事務所から依頼を受けた法務事務所が、職務上の請求用紙を大量に偽造し、それを用いて住民票の写しなどを不正に取得していた事件が発覚した。大阪市でも、この事件と同じ申請者名の職務上請求用紙が 200 件余り見つかっている。

大阪市では、戸籍謄本等を職務上請求ができる 8 業士会に対して申し入れを行うとともに、戸籍謄本等の不正取得についての市民への広報と啓発を行っている。

さらに、大阪府との意見交換などを行って対応を検討した結果、不正に個人情報を取得された方に対して、個別に告知することとして、平成 25 年 3 月 19 日に個人情報保護審議会への諮問をおこない、同月 21 日に個人情報保護審議会より妥当であるとの答申があった。

告知に係る通知書は、市民局区政課住民情報グループから平成 25 年 7 月 17 日、8 月 2 日、16 日の 3 回に分けて発送した。通知に対しての問い合わせ先は「市民局住民情報グループ」とし、人権侵害に関わる相談については「人権啓発・相談センター」を案内する取り扱いとした。平成 25 年 8 月 14 日現在の問い合わせ・相談件数は市民局住民情報グループへは 35 件、人権啓発・相談センターへは 9 件となっている。

(4)「行政データを活用した実態把握」について

大阪府においては、平成13年の大阪府同和对策審議会答申で示された同和問題の残された課題について、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下「地対財特法」という。）」期限後の一般施策による取り組みの効果を検証し、同和問題の解決に向けた適切かつ効果的な取り組みを進めていくことが重要であるとの認識から、大阪府が市町と連携して「行政が保有しているデータ等を活用した実態把握」を実施している。

今回は、平成23年度に実施した「行政データを活用した実態把握」において大阪府に提出したデータをもとに大阪市のデータの集計を行った

集計方法としては、様々な行政施策を実施する中で既に保有しているデータを活用して、対象地域（地対財特法に基づく旧同和对策事業対象地域）と市域全体の比較及び平成12年度調査と23年度調査との比較を行った。

大阪市の主な傾向は下記のとおり。

- 総人口については、対象地域は減少傾向にある。また、12年度調査との比較をみると、15歳未満の人口の減少の幅は対象地域のほうが大きく、65歳以上の人口の増加の幅は対象地域のほうが大きい。
- 対象地域における母子世帯、高齢者世帯及び高齢者単身者世帯の割合が高い。
- 対象地域における課税人口の割合が低く、非課税人口の割合が高い。
- 対象地域における生活保護受給世帯率が高い。また、世帯類型別（高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯・傷病者、その他の世帯）においても、対象地域における生活保護受給世帯率が高い。
- 対象地域における障がい者手帳所持率が、身体障がい者手帳、療育手帳のいずれも高い。今後の取り組みとしては、大阪府において「行政データを活用した実態把握」と「国勢調査を活用した実態把握」の集計・分析を進めており、大阪市としても、引き続き連携を取っていく。

【委員からのご意見】

- ・ 大阪府の集計には教育関係のデータがあったが、大阪市は把握していないのか。
- ・ この集計から、どのような分析や考察をされたのかということ、もう少し示してもらいたい。
- ・ 今回の資料が今後どのように使われるのか。特に、次に国勢調査のデータを用いてさらに細かく分析をしていくことになるが、その辺りを説明いただきたい。
- ・ 対象地域となっているが、転入転出等により混住されており、対象地域としてどうなのか。同和問題の解決とどう繋がってくるのか。

（委員から説明）対象地域と同じような状況にある地域、例えば公営住宅が密集している地域と比較したときに同じような状況があるとしたら、それはむしろ背後にある社会的排除の仕組みがそのような表れ方をしているともみえる。残された同和問題の特徴は何かということ、さらには明らかにするために、現状で分析できる手法として、まず「行政データ」を活用して比較分析し、次に「国勢調査」のデータを活用してみようとしている。その結果でどのようなことが見えてくるのかは、まだ定かではない。

(委員からの説明) 大阪府で国勢調査のデータを活用して分析を行っている。秋に開催予定の大阪府同和問題解決推進審議会で基本的なデータについて報告を行う予定である。

- ・ 大阪市の同和地区がどういう問題をかかえているのか、いないのかを大阪府の分析のなかでもう少し精査して、大阪市として対応策を考えていく見通しを持ってほしい。

【大阪市の説明】

- ・ 大阪市の教育委員会では、地域別のデータを所有していないと聞いている。
- ・ 大阪府において、平成23年度の「行政データを活用した実態把握」並びに「平成22年度国勢調査を活用した実態把握」について集計・分析を進めており、大阪市としても大阪府と連携して取り組んでいく。
- ・ 大阪府と連携しながら、しかるべき時期に本有識者会議で報告していく。

【全体を通しての各委員のご意見】

- ・ これまでの地区差別に加えて、最近では、在日の方に対するヘイトスピーチが非常に増えてきており、ヘイトスピーチ、差別的表現について、もう少し法的な規制を考えていく必要性が出てきている。これまでの同和地区に対する差別的表現に対してどのようなことがおこなわれてきたのかを、ひとつの重要な要素として新たな対応策を考えていく必要がある。
- ・ インターネット上の問題として「忘れられる権利」という新たな権利概念がある。一度インターネット上に出てしまうと、どんなに削除要求をしても他の人がコピーをし、掲載されてしまうため、そのような差別的表現をコピーする人についても、自らの権利侵害に対する請求ができるというようなことが、最近外国でも議論されている。インターネット時代では、これまでになかった新たな権利概念を構築しなければ、旧来の権利概念だけを使って対応しようとしてもなかなか難しい。差別禁止法がないことが大きな問題として根本にあるように感じる。
- ・ 「行政データを活用した実態把握」の結果について、対象地域のほうが高齢者世帯、母子世帯、障がい者世帯などの割合は多いが、過去の取り組みの中で、対象地域での条件整備が進み、生活しやすい環境整備が整ってきたひとつの結果でもあると思う。単に福祉対象の世帯の割合が高いから差別があるということは必ずしも言えないということをおさえておく必要がある。
- ・ これまで差別解消に向けて様々な取り組みを行ってきたが、まちづくりの戦略を欠いたまま行ってきたのではないかと感じる。地域の中にいろいろなネットワークや資源があるがゆえに、困難層がそこに入ってくる。結果としてみると地域に困難が集積して見えるが、ただ困難が集積しただけではなく、大きな背景の要因も含めて捉えないといけない。それと同時に地域全体を活性化するためのまちづくりの戦略を行政がどのように音頭をとっていくか、きちんと検討していかないと格差は残っていくのではないかと感じる。